

厚労省PTの中間報告が示した今後の検討事項（抜粋）

- ・就労能力や適性を評価する仕組みの創設
- ・就労支援の人材を育成する統一カリキュラムの作成
- ・通勤や職場における支援の充実、類似サービスの役割整理
- ・在宅就労、短時間雇用など多様な働き方への対応
- ・障害者雇用率制度における就労継続支援A型事業所の取り扱い
- ・障害者手帳を所持していない人の雇用率制度での取り扱い
- ・就労系障害福祉サービス（就労継続A型・B型など）の見直し

障害者就労支援

# 能力の評価基準作成へ

## 雇用と福祉 初の合同検討会

厚生労働省は6日、障害者の雇用・福祉施策の連携強化に向けた検討会を立ち上げた。障害者の就労能力や仕事の適性を評価する仕組みをつくり、ハローワークや障害福祉サービス事業所で共有することなどを論点とする。2001年の省庁再編後も旧厚生省と旧労働省の審議会が別々に政策立案してきたが、障害者が働くことをめざり、初めて合同で議論する。今後、関係団体から意見聴取した上で三つの作業班で議論を進める。21年6月に議論をまとめる。（福田敏克）

初会合の冒頭で土屋 福祉部局が一体となつ喜久・厚生労働審議官 て検討会を設けるのは「障害者の就労支援 遅まきながら初めてのこの十数年で大きく 試みだ。障害者の就労変化した。雇用部局と 支援の施策、ひいては

障害者施策全般を前進させる契機にしたい」とあいさつした。

検討事項は省内幹部による「障害者雇用・福祉連携強化プロジェクトチーム」が今年9月29日に中間報告として提起したことが中心になる見込み。

主に、障害者雇用促進法に基づく雇用率制度、障害者総合支援法に基づく就労系サービスにまたがることを議論する。表参照。

その一つが障害者の就労能力を評価する仕組みづくりだ。現在は統一した評価基準がなく、判断は現場任せになっている。就労支援に当たる人材育成についても共通の仕組みができないか検討する。

あいさつする土屋審議官（右側立った人）



「A型利用者から除くべきという主張だ。障害者を基準よりも多く雇う企業への助成制度についてもA型利用者を外すべきとの意見がある。

現在は計算式にA型利用者を含めていることから「A型利用者が増えるにつれて法定雇用率も上がり、企業の負担が重い」とし、計

※ウラハ

れないことも問題とされてきた。検討会は、通院医療の自己負担を減らす受給者証の所持や新しい「就労能力の評価基準」での評価をもとに雇用率に算定できないが検討する。

座長代理は労働政策審議会障害者雇用分科会座長の阿部正浩・中央大学教授。同分科会は旧労働省の職業安定局が所管する。残る16人も主に障害者部会、障害者雇用分科会から選ばれた。

検討会立ち上げの契機は、18年夏に発覚した障害者雇用をめぐる中央省庁の水増し問題だ。再発防止に向けて19年6月に成立した改正障害者雇用促進法の国会審議で、雇用施策と福祉施策の一体的展開を求める付帯決議がついた。

# A型見直し待ったなし

## 視点

「雇用と福祉の連携」というとぼんやりするが、要は二つの部局にまたがる長年の懸案事項にいい手をうつけようということだ。特に、障害者が労働者でもあり福祉サービスの利用者でもあるA型事業はやっぱり。福祉サービスとして

「雇用と福祉の連携」というとぼんやりするが、要は二つの部局にまたがる長年の懸案事項にいい手をうつけようということだ。特に、障害者が労働者でもあり福祉サービスの利用者でもあるA型事業はやっぱり。福祉サービスとして

のルールを守ることにも実際には難しい。厚労省は11月9日、利用者に支払う賃金の総額以上の生産活動収入が得られないA型事業所が、今年3月末時点でA型全体の6割に上ることを社保審障害者部会に示した。

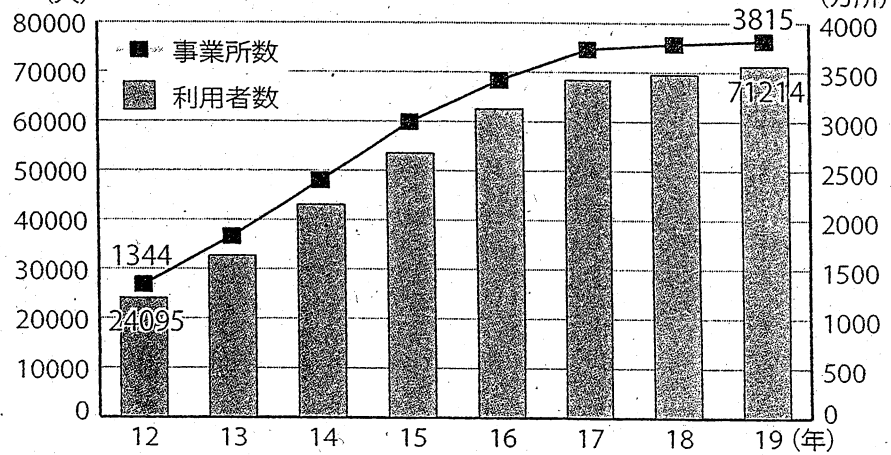
事業所に支払われる障害報酬を利用者の賃金に充てるのは指定基

準違反だが、全体の6割はこの基準が守られていない。

さらに、この6割の事業所のうち8割に当たる事業所は、前年度も基準を満たせていない。つまり、A型全体の半数弱が2年続けての基準違反組だ。

これに対し、福祉サービスを提供する側から「基準を満たせない

利用者数と事業所数の推移 (月平均)



事業所には、基準を満たさず事業所への障害報酬と差を設けることも検討すべきではない」と

「事業所の経営努力の問題か、制度設計の問題か、A型の在り方を検討すべきだ」と

いった声が上がった。19年度の実績でA型は事業所数3815カ所、利用者数7万1214人。12年度に比べて事業所も利用者も約3倍に増えたIIグループ参照。障害福祉サービスの中でも比較的大きな比重を占める。

もはや複雑に絡んだ問題を見ないふりできない段階に入ったと言えるだろう。

A型事業所の全国団体「全Aネット」の久保寺一男理事長は本紙の取材に、「利用者に賃金を払える仕事を十分に確保できないA型事業所の経営情報は、自治体が開示すべきだ。雇用率制度などでA型を適用外とするのであれば、企業からA型事業所に良質な仕事が発注される仕組みもセットで検討してほしい」としている。